

よくある質問【対象設備について】

共通

Q. 対象経費はどこまでか？

A. 本体価格（税抜き）のみです。既存設備の撤去費、工事費等、本体価格以外は対象に含むことができませんのでご注意ください。

Q. 公募要領に記載はないが、省エネ効果が見込める設備は対象になるか？

A. 本補助金は公募要領に記載してある設備のみが対象です。

Q. 性能向上により、現在の設置より少ない数量で更新できるが対象になるか？

A. 対象になります。ただし、本補助金は既存設備 1 に対し、更新設備 1 となります。様式 2 - 3 の設備情報は対象にする設備のみの情報を記載してください。

Q. 事業拡大等を図り、新設・増設したい。対象になるか？

A. 更新が目的のため、新設・増設は対象外です。

Q. 全ての申請に見える化装置の導入は必須か？

A. 高効率化設備更新については必須です。省エネルギー設備更新については任意です。見える化装置の定義については、よくある質問の「見える化装置」に記載します。

Q. 代金の決済について？

A. 本補助金は、銀行窓口・ATM・ネットバンキングの手続きのみを認めています。それ以外は対象外としていますのでご注意ください。

業務用ボイラ

Q. 導入設備が高効率（省エネ）と判断する基準はあるか？

A. 高効率化設備更新は燃焼効率95%以上を対象としています。ただし、既に95%の設備を使用しており、本補助金を申請する場合は、1%以上燃焼効率が向上していることが条件となります。

省エネルギー設備更新については、既存設備より燃焼効率が向上していることが条件です。

Q. 屋外に設置しているため、経年劣化により機番等の確認が難しい。どうすればいいか？

A. 記載例に示しているとおりに対応願います。

業務用エアコン

Q. 壁掛け用でも対象になるか？

A. メーカーホームページに業務用・産業用という区分に属していれば対象といえます。ただし、メーカー、対象設備によっては判断が難しい場合もありますので、その場合は事務局にお問い合わせください。

Q. スポットクーラーは対象になるか？

A. 対象になります。ただし、新設・増設ではなく更新が対象となりますのでご注意ください。

Q. メーカーの表記がエアコンではなく、冷暖房設備となっているが対象になるのか？

A. 記載表現が異なるだけで、室内等を冷やす・暖めるという共通の目的であれば対象です。ただし、業務用・産業用であることが条件ですのでお気を付けてください。

Q. 既存設備が住宅用設備（家庭用）で、更新は業務用にする。その場合は対象か？

A. 対象外です。既存設備も業務用である必要があります。

Q. 付属品（オプション）はどこまで対象か？

A. 省エネ効果が上がる付属品のみ対象として認めています。設置・使用に必要なダクトやリモコン等は対象外です。ただし、メーカーによっては最低限の付属品が含まれた状態で本体として提供されている場合も考えられます。対象経費の算出が困難な場合は事務局までご相談ください。

Q. 対象経費の範囲について確認したい？

A. 本補助金では、室内機のみを対象設備としています。

・対象 → 室内機

・対象外 → 室外機、リモコン、カバー、ダクト等

ただし、室内機に室外機等が標準仕様で構成されており、経費上分けることが困難な場合は対象です。

LED照明

Q. LEDはどの形状が対象か？

- A. 工場等に設置してある水銀灯タイプからの更新を対象にしています。
一部蛍光管等にも水銀灯を含んでいる

(イメージ写真)



Q. どこまでが対象に含まれるのか？

- A. 本体の球のみが対象です。

業務用冷蔵庫・冷凍庫

Q. 既存設備より容量が大きくなる（又は小さくなる）場合でも対象になるか？

A. 既存設備が業務用であり、省エネ効果が見込まれるのであれば対象となります。ただし、極端に容量が変更になる場合、事業に支障や影響が出ないか慎重にご判断ください。

Q. 業務用冷蔵庫を使用しており、業態変化を図りショーケースタイプに更新したいが対象か？

A. 対象にはなりません。保存・保管を用途とした目的から、展示・販売といった用途に目的が異なるため、対象外としています。ただし、ショーケースタイプからショーケースタイプの更新のように、同一目的の設備更新は対象です。

Q. 製氷機は対象になるか？

A. 対象にはなりません。

Q. 冷蔵庫・冷凍庫ではなく、冷蔵・冷凍設備でも対象になるのか？

A. 対象になりますが、業務用・産業用であることが条件です。

見える化装置

Q. 見える化装置の考え方について？

A. 対象設備又は設置事業所全体の消費エネルギーを数値化し可視化できることです。

Q. 可視化とはどの範囲を指すのか？

A. デジタル表示、アナログ表示等、表示方法は問いません。

Q. それは常時見える場所に設置していないといけないのか？

A. 目に届く範囲で設置が可能であれば望ましいですが、設備や設置場所等については困難なケースも想定されます。その場合は任意の場所に設置してください。

Q. 更新する設備メーカーが提供する装置でないといけないのか？

A. その必要はありません。見える化装置のみ他メーカー等で調達しても、上記内容を満たすのであれば、メーカー等は問いません。

Q. 更新設備のオプション又は標準機能で見える化を実現できる場合でも別途必要か？

A. その必要はありません。オプションの場合は、オプションの本体価格を補助対象経費として申請してください。

Q. 既に設置している場合はどうしたらいいか？

A. 様式記載例に示しますのでご確認ください。